

公益財団法人秋田県総合保健事業団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県総合保健事業団(以下「事業団」という。)の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、別表1の常勤役員報酬限度表に基づき、報酬を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席した場合は、定款第13条に定める年額総額を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 3 非常勤役員のうち理事が、理事会または評議員会に出席した場合は、年額総額60万円を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 4 非常勤役員のうち監事が、理事会または評議員会に出席した場合は、年額総額60万円を上限として、別表2による報酬を支給する。
- 5 非常勤役員のうち監事が、定款第24条第1項による監査を行った場合は、報酬を支給するものとし、その額は、年額総額120万円を上限として、監事の協議により決定する。

(常勤の理事の報酬額の決定)

第4条 別表1の常勤役員報酬限度表に従って支給する各々の常勤役員の報酬は、当該表の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 役員及び評議員のうち、国及び地方公共団体の職員には報酬等並びに費用は支給しない。
- 3 事業団は、役員及び評議員に対し、賞与は支給しない。

(常勤役員の報酬の支給)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日若しくは日曜日に当たるとき、又は祭礼等のため指定金融機関が休業し、現実にその日に支給できないときは、その日前においてその日に最も近い休日及び日曜日でない日で現実に支給できる日を支給日とする。

2 月の途中で常勤役員に就任したときの報酬は、その月の現日数から勤務を要しない日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算で行うものとする。

3 常勤役員が退任し、又は解任されたときは、その月まで報酬を支給するものとする。

4 常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給するものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(常勤役員の退職手当)

第7条 常勤役員が退職した場合は、退職手当を支給する。なお、職員としての在籍期間があった場合には、職員としての退職金を合算して支給する。

2 前項の常勤役員のうち、秋田県知事部局を退職し、再就職により就任した役員には退職手当は支給しない。

3 非常勤の役員及び評議員には退職手当は支給しない。

4 常勤役員の退職手当の額は、常勤役員に就任した最初の3任期については、1任期につき任期期間の総報酬額の100分の10以内とする。3任期を超える任期については、1任期につき任期期間の総報酬額の100分の6以内とし、かつ190万円を超えない額とする。

5 支給する退職手当の額は、前項の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定する。

6 常勤役員が公務上の傷病又は死亡により退職した場合は、第4項により計算した額にその5割以内に相当する金額を加算することができる。

7 前2項の規定にかかわらず、当該常勤役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は理事会の決議を経て、退職手当の額を減額又は不支給とすることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 故意又は過失により事業団に重大な損害を与えた場合

(3) 事業団の信用を傷つけ、又は事業団の不名誉となる行為等をした場合

(4) その他退職手当の額を減額又は不支給とすることが適当と認められる場合

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

別表1

常勤役員報酬限度表

区 分	報酬限度額(年額)
理事長	8,500千円
副理事長	8,000千円
専務理事	7,500千円
常務理事	7,000千円
理事	6,500千円

常勤役員が医師である場合は、上記の報酬限度額に10,000千円を上限として加算した額を報酬限度額とすることができる。

職員が理事を兼ねる場合は役員報酬を支給せず、職員給与規則を適用する。

別表2

非常勤の役員及び評議員が理事会・評議員会に出席の場合	1回 10,000円
----------------------------	------------

附則

この規程は評議員会の議決のあった日(平成27年3月24日)から施行する。

附則

1. この規程は評議員会の議決のあった日(平成29年6月27日)から施行する。
2. この規程の施行時に就任している常勤役員の退職手当について、平成29年5月16日で解散した厚生年金基金(以下 解散基金という)の解散日時時点で算定された要支給額を退職手当の一部とみなし、退職手当の額から控除するものとする。解散基金からは清算後、一時金として平成31年度に支払うこととする。